

概 要

1 本書の構成

I 総覧表

本表には、当年の報告結果を事件別、受理、既済及び未済の別に裁判所ごとに一覧できるよう総件数を掲げるとともに、各事件の累年比較の諸表を収録した。

II 細別表

本表には、既済事件の集計結果を、事件の種類ごとに審級裁判所別に手続及び実体両面にわたる内容について掲げた。

2 本書利用上の注意

- (1) 年次について断りのない表は、全て令和元年に関するものである。
- (2) 各表の数値は、次の資料による。
昭和24, 25年は各年「民事・刑事・家庭事件一覧表」
昭和30, 35年は各年「司法統計年報1 民事編」
昭和40年～平成30年は各年「司法統計年報1 民事・行政編」
- (3) 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- (4) 高等裁判所、地方裁判所の表示について、表中特に本庁・支部別に区別していない場合は、全て本庁及び支部の合計を指す。
- (5) 本書における「第一審通常訴訟」の範囲
ア 簡裁の場合は、「(ハ) 通常訴訟事件」である。
イ 地裁の場合は、「(ワ) 通常訴訟事件」及び「(タ) 人事訴訟事件」である。
なお、平成16年4月以降の人事訴訟事件の新受には、人事訴訟法(平成15年法律第109号)の施行の際現に係属していた人事訴訟事件の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものを計上している。
- (6) 本書における「行政第一審通常訴訟」の範囲
ア 地裁の場合は、「(行ウ) 行政訴訟事件」である。
イ 高裁の場合は、「(行ケ) 行政訴訟事件」である。
- (7) 各表の数値は、令和2年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に司法統計年報として取りまとめたものである。
- (8) 各表の数値は、司法統計年報の刊行後、異同訂正が生じることがある。
- (9) 累年表のうち、その年の新受件数に前年の未済件数を加えたものからその年の既済件数を差し引いたものがその年の未済件数と符合しない箇所があるのは、前年の司法統計年報の刊行後に数値の異同があったためである。
- (10) 知的財産高等裁判所の設置
知的財産高等裁判所設置法の施行により、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件

は、平成17年4月1日付けで東京高等裁判所から知的財産高等裁判所に回付され、東京高等裁判所は同日付けで既済として処理し、知的財産高等裁判所は同日付けで新受として処理した。

(11) 本書に使用した符号

- 該当数値のない（0件，0人）場合
- … 不詳，表示省略又は調査対象外の場合